












決裁 供覧

※決裁区分については、決裁権者の欄の()内にレをつけること。

				文書番号	取市発第 号	
市長(✓)	副市長	部長()	次長	課長()	課長補佐	係長
						
合議 議会事務局長 				農業委員会事務局長 		教育部長 
				起案	20・11・17	
				施行予定	21・4・1	
				決裁(関了)	20・11・17	
				完結	20・11・17	
あて先				発信者名		
件名 市長交際費支出基準の変更について						
<p>上記のことについて別記のとおり</p> <p> <input type="checkbox"/> 照会 <input type="checkbox"/> 回答 <input type="checkbox"/> 報告 <input checked="" type="checkbox"/> 実施 してよろしいか伺います。 <input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 決定 ます。 </p>						
個別フォルダー名			保存期間	永年 10年 5年 3年 1年		
施行取扱上の注意				起案者		
				政策推進部		
				秘書課		
				(内線 1113)		
				氏名	中村大地 	
						

変更点

市長交際費支出基準

1 祝儀

区分を「祝儀」「会費」に分割。

③地域スポーツ大会及び運動会を削除。

④各種団体研修視察を削除。

⑤地域納涼祭の金額を5,000円から3,000円へ減額。

2 餞別

餞別を削除し、壮途金を新設する。

3 弔慰・見舞規定

既定のものを全廃し、市内外を含めた規定を新設する。

新旧規定の主な変更点は、

対象者の範囲を再定義、弔電規定の追加、近火見舞いの廃止。

市長交際費支出基準

交際費の支出基準については、次の定めるところにより、前年度を参考に支出するものとする。ただし、市長が必要と認めるものは支出できるものとする。

1 慶祝（祝儀）

① 各種式典関係の慶事（例えば創立〇〇周年）…… 5,000円

② 地域納涼祭…… 3,000円

※年間を通じて、重ねて行われる催事にあつては、年2回までを支出限度とする。

※市の補助を受けている各種団体等にあつては、原則として支出しないものとする。

2 慶祝（会費）

① 各種総会及び会議等の懇親会…… 5,000円

② 地域新年会・忘年会等…… 5,000円

※会費が設定されている場合は、その額とする。

3 壮途金

市内在住者で、国際協力活動等へ参加する者…… 10,000円以内

※取手市スポーツ大会出場奨励金交付要綱の交付対象者を除く。

4 弔慰・見舞規定

(1) 見舞金

役職名	区分	条件	金額
非常勤特別職にある者 衆議院議員（取手市を含む選挙区で 選出された者、または市内在住） 参議院議員（市内在住） 県議会議員（取手市選出）	病気	本人（1ヶ月以上の療養）	10,000円
		本人（1ヶ月未満の療養）	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
県内13市町村（別紙1）の 首長及び議長	病気	本人（1ヶ月以上の療養）	10,000円
		本人（1ヶ月未満の療養）	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
		自宅半焼または部分焼	5,000円
その他（市長が特に必要と認めたとき）			10,000円以内

(2) 弔慰金

役職名	対象者	弔辞	弔慰金	花輪または生花	弔電※
県内 13 市町村(別紙1) の首長及び議長	本人	市長が管理者の場合	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
上記 13 市町村以外の県内 市町村または市と関係する 市町村の首長及び議長	本人	—	出席のとき 10,000 円	—	弔電
	配偶者・両親・子	—	出席のとき 5,000 円	—	弔電
衆議院議員(取手市を 含む選挙区で選出された 者または市内在住)	本人	必要に応じて	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
参議院議員(市内在住)	本人	必要に応じて	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
県議会議員 (取手市選出)	本人	必要に応じて	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	市長出席
県議会議員(上記以外)	本人		出席のとき 10,000 円		弔電
非常勤特別職 (市議会議員・行政委員会)	本人	弔辞	10,000 円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000 円	—	弔電
	祖父母・兄弟	—	5,000 円	—	弔電
非常勤特別職(上記以外)	本人	本人が会長の場合	10,000 円	花輪または生花	市長出席
市職員(管理職)	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	市長出席
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	弔電
市職員(一般・再任用)	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	弔電
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	弔電
自治会	会長本人	—	5,000 円	—	市長出席
その他(市長が特に必要と認めたとき)		必要に応じて	必要に応じて	花輪または生花	必要に応じて

※市長が「告別式」に出席する場合は弔電を送付しない。
また、市長が出席予定で欠席となったときは弔電を送付する。

5 謝礼

訪問時・来庁時の手土産は必要が生じたとき最小限に支出する(ただし官公庁を除く)。
3000円以内

6 その他

市長が必要と認めた事項について、公共性、公益性等を考慮して必要に応じた額を支出する。

取手市の主な所属団体（13 団体）

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市
かすみがうら市，常総市，美浦村，阿見町，河内町，利根町

県南市長会

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，守谷市，稲敷市，かすみがうら市の長

常総広域市町村圏事務組合

常総市，守谷市，つくばみらい市の長及び組合議会議員

取手地方広域下水道組合

つくばみらい市の長及び組合議員

取手市外 2 市火葬場組合

守谷市，つくばみらい市の長及び組合議員

茨城県南水道企業団

龍ヶ崎市，牛久市の長及び組合議員

龍ヶ崎地方衛生組合

龍ヶ崎，牛久市，稲敷市，美浦村，阿見町，河内町，利根町の長及び組合議員

利根川水系県南水防組合

龍ヶ崎市，牛久市，つくば市，つくばみらい市の長及び組合議員

交際費

1. 祝儀

(会費)総会・会議等の懇親会 5,000円 ⇒ 飲食・会費を伴う懇親会等のみ支出するよう、基準を厳格化。

(会費)地域新年会・忘年会等 5,000円 ⇒ 飲食(会費)を伴う場合が多く、他市事例も多い。

(慶祝)式典関係(創立○周年 5,000円 ⇒ 一般적으로ご祝儀を渡しておかしくない式典等に支出。

(慶祝)地域納涼祭 3,000円 ⇒ 会費は無いが、飲食を伴う場合が多い。

×地域スポーツ大会・運動会 5,000円 ⇒ 他市事例が少ないため廃止する。

×団体研修視察(日帰り) 5,000円 ⇒ 公務による視察等は旅費で対応する。

×団体研修視察(一泊) 10,000円 ⇒ 公務による視察等は旅費で対応する。

※会費がある場合はその額とする。

※市補助団体には支出しない。

※同団体、年2回までとする。

2. 慶弔規定

(1)弔慰金(親族は同居に限る。)

役職名	対象者	弔辞	弔慰金	花輪または生花	弔電※
県内13市町村の首長及び議長(別紙参照)	本人	市長が管理者の場合	10,000円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000円	—	市長出席
上記13市町村以外の県内市町村または市と関係する市町村の首長及び議長	本人	—	出席のとき10,000円	—	弔電
	配偶者・両親・子	—	出席のとき5,000円	—	弔電
衆議院(茨城第3区選出または市内在住)	本人	必要に応じて	10,000円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000円	—	市長出席
参議院(市内在住)	本人	必要に応じて	10,000円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000円	—	市長出席
県議会議員(取手市選出)	本人	必要に応じて	10,000円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000円	—	市長出席
県議会議員(議長)	本人	—	出席のとき10,000円	—	弔電
県議会議員(上記以外)	本人	—	出席のとき10,000円	—	弔電
非常勤特別職(市議会議員・行政委員会)	本人	弔辞	10,000円	花輪または生花	市長出席
	配偶者・両親・子	—	5,000円	—	弔電
	祖父母・兄弟	—	5,000円	—	弔電
非常勤特別職(上記以外)	本人	本人が会長の場合	10,000円	花輪または生花	市長出席
市職員(管理職)	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	弔電
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	—
市職員(一般・再任用)	本人	弔辞	互助会	互助会	市長出席
	配偶者・両親・子	—	互助会	互助会	—
	祖父母・兄弟	—	互助会	—	—
自治会	会長	—	5,000円	—	市長出席
その他(市長が特に必要と認めるとき)	—	必要に応じて	5,000円	—	弔電

※市長が出席する場合は弔電を送らない。市長が出席の予定で欠席となったときは弔電を送る。

(2) 見舞金

役職名	区分	条件	金額
非常勤特別職	病気	本人(1ヶ月以上の療養)	10,000円
	病気	本人(1ヶ月未満の療養)	5,000円
	罹災	自宅全焼	10,000円
	罹災	自宅半焼または部分焼	5,000円
県内13市町村の首長 及び議長(別紙参照)	病気	本人(1ヶ月以上の療養)	10,000円
	病気	本人(1ヶ月未満の療養)	5,000円
	罹災	自宅全焼	5,000円
	罹災	自宅半焼または部分焼	5,000円

3. 餞別

原則廃止⇒壮途金を新設、10,000円

⇒市内在住者で海外協力隊として国際活動する者

市長交際費の支出区分 状況調べ

○は支給している都市

	取手市	牛久	つくばみらい	常総	土浦	つくば	我孫子	柏	松戸	市川	船橋	計10市
総会・会議等の懇親会	5,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10市
式典関係(創立○周年)	5,000円	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10市
地域スポーツ大会・運動会	5,000円	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	3市
団体研修視察(日帰り)	5,000円	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0市
団体研修視察(一泊)	10,000円	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0市
地域納涼祭 ⇒3,000円へ減額	5,000円	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	2市
地域新年会・忘年会等	5,000円	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	8市